

健発 1228 第 4 号

平成 23 年 12 月 28 日

関係都県知事

関係厚生労働大臣認可〔水道事業者
水道用水供給事業者〕殿

(宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県)

厚生労働省健康局長

放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方の一部変更について

放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方については、健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」(平成 23 年 6 月 16 日健発第 0616 第 8 号)によりお知らせしたところである。今般、原子力災害対策本部から、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について(平成 23 年 6 月 16 日原子力災害対策本部策定)を別紙 1 のとおり変更する旨通知があったので、お知らせする。なお、変更の新旧対照については別紙 2 のとおりとなる。

貴都県におかれては、管下の都県知事認可水道事業者等に対し、この旨周知いただくとともに、本考え方に沿った適切な取扱いがなされるようご協力願いたい。